

○斜里町議会議員の定数を定める条例

平成14年9月18日

条例第30号

改正 平成18年6月21日条例第23号

平成30年12月17日条例第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、斜里町議会の議員の定数は、13人とする。

附 則

- 1 この条例は、平成15年1月1日以後はじめてその期日が告示される一般選挙から施行する。
- 2 斜里町議会議員の定数を減少する条例（昭和49年条例第20号）は、廃止する。

附 則（平成18年条例第23号）

この条例は、平成19年1月1日以後はじめてその期日が告示される一般選挙から施行する。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。